



特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

総務省令第127号

2013年12月27日 交付

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第29条の4第1項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成25年12月27日  
総務大臣 新藤 義孝

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)の一部を次のように改正する。

第2条 第1号を次のように改める。

- 一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であって、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積が300m<sup>2</sup>未満のものをいう。
  - イ 次に掲げる防火対象物
    - (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
    - (2) 令別表第1(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物
    - (3) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
  - ロ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの
    - (1) 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物
    - (2) 令別表第1(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物
    - (3) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

第3条 第2項第2号ハ中「第2条第1号イ及びハ」を「第2条第1号イ(1)及びロ(1)」に改める。

附則

この省令は、平成27年4月1日から施行する。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

